移住支援金申請の手引き

2026 年度版

愛西市

産業振興課

目　次

頁

１　移住支援金とは　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　移住元要件　・・・３

３　移住先要件　・・５

４　移住支援金の額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　申請書類　・・・７

６　交付の条件　・・８

７　移住支援援金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

８　申請の期限　・・９

９　問合先・申請書の提出先及び提出方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　移住支援金とは

移住支援金とは、東京 23 区（在住者又は通勤者）から愛西市へ移住し、 移住支援金対象求人に就業した方等に、国・愛知県・愛西市が共同で支援金を支給する制度です。

本制度は、次の「２ 移住元要件」と「３ 移住先要件」の両方を満たす方が対象となります。就業や起業等で移住した方がご利用できます。

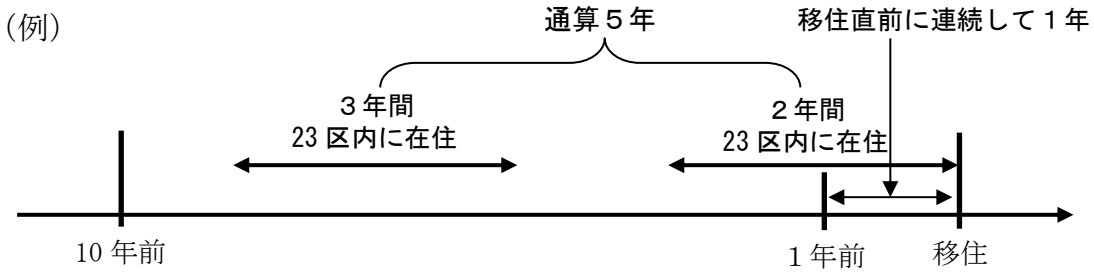
なお、起業で移住された方は、愛知県の「あいちスタートアップ創業支援事業費補助金」の交付決定を受けていることが要件です。手続きに関しては、個別に「９　問合先」までお問合せください。

２　移住元要件

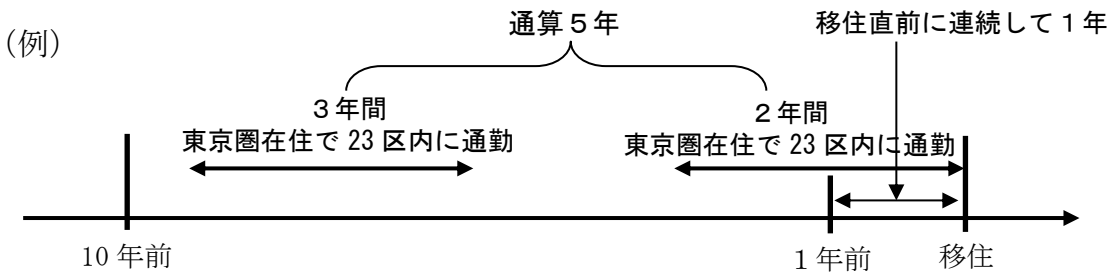
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１）　次のア、イのいずれかに該当すること。

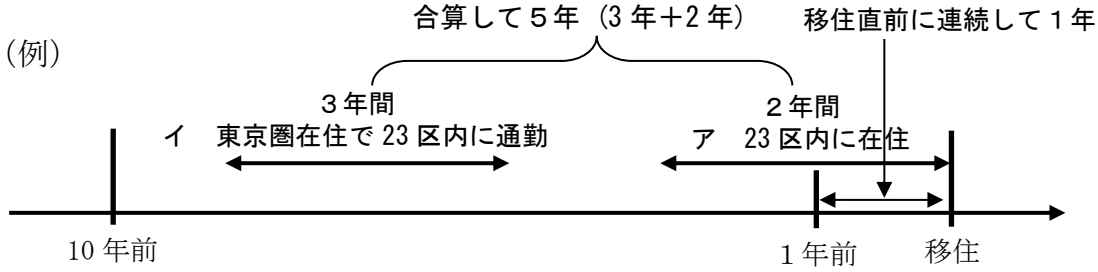
ア　愛西市へ移住※1する直前の 10 年間のうち通算５年以上かつ移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区内に在住していたこと」



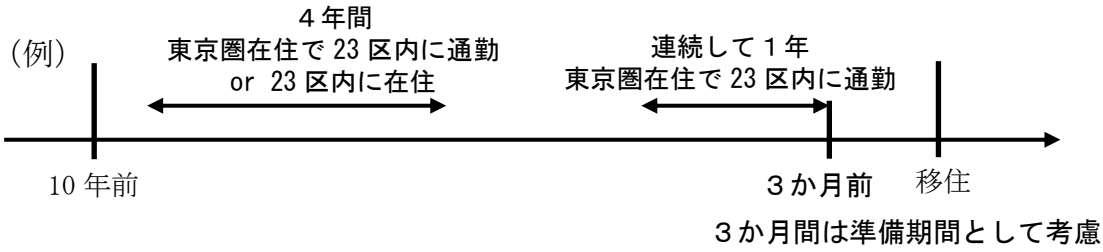
イ　愛西市へ移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上 かつ 移住する直前に連続して１年以上、「東京 23 区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」



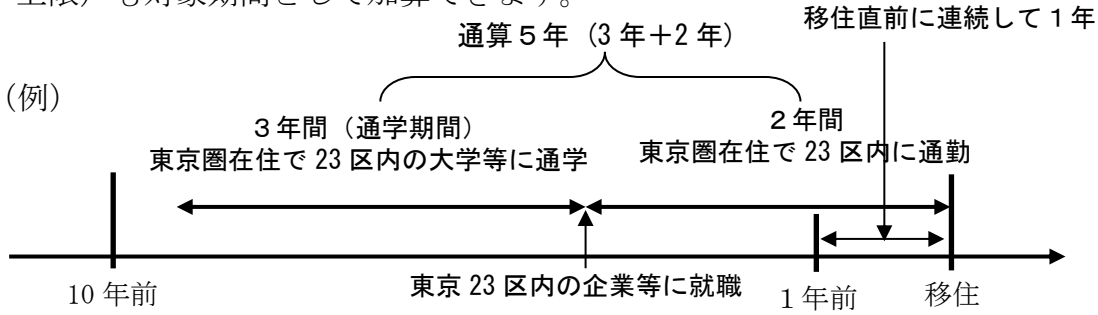
（注１）「ア　東京 23 区内に在住していたこと」と「イ　東京 23 区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の 10 年間のうち通算５年以上　かつ　移住する直前に連続して１年以上」を満たしても対象となります。



（注２）「移住する直前に連続して１年以上、東京 23 区以外の東京圏に在住し、東京 23 区内の法人等への通勤」の「１年以上」の期間については、移住する３か月前までを起算点とすることができます。（ただし、３か月の期間中に東京圏（条件不利地域を除く）から転出している場合は対象外となります。）



（注３）東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した方については、通学期間（修業年限を上限）も対象期間として加算できます。



※１　「移住」とは、住民票を愛西市に異動し、生活の本拠を愛西市へ移すことをいいます。また、移住する直前とは移住先の住民票記載の「転入日」を指します。

※２　「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ケ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

（２）　**次のア～エの全てに該当すること。**

ア　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ　日本人である、又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　愛西市税に滞納がないこと。

エ　その他愛西市長又は愛知県知事が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

３　移住先要件

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する方

（１）『①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』

（２）『①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす関係人口』

①　移住に関する要件

次のア、イの両方に該当すること。

ア　移住支援金の申請時において、移住後１年以内であること。

イ　愛西市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

②　就業に関する要件（一般の場合）

次のア～クの全てに該当すること。

ア　勤務地(就業場所)が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ　転入日時点で満 50 歳以下であること。

ウ　就業先が、愛知県又はその他の道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイト※3に掲載している求人であること。

エ　申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

オ　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて法人等に就業し、かつ、申請時において当該法人等に連続して３か月以上在職していること。

カ　求人への応募日が、マッチングサイトに上記ウの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

キ　就業した当該法人等に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

ク　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であ

ること。

※３　「マッチングサイト」とは、愛知県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るため「あいち UIJ ターン支援センター」の Web ページに掲載している「移住支援金対象」求人や、その他の道府県が同様の目的で開設するサイトをいいます。

③　関係人口に関する要件

次のア及びイに該当し、かつウ又はエのいずれかに該当すること。

ア　転入日時点で満 50 歳以下である者。

イ　過去に継続して３年以上愛西市に居住経験がある者。

ウ　就業地が愛西市内に所在し、農林水産業を営む者。

エ　就業地が愛西市内に所在し、家業を継ぐ者。

４　移住支援金の額

移住支援金の額は次のとおりです。

区分		支援金の額
単身での移住の場合		60万円
２人以上の世帯※4での移住の場合		100万円
	18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※5	18 歳未満の者一人につき 100 万円を加算

※４　「２人以上の世帯」については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住する前の在住地において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後１年以内であること。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※５　「18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合」の加算

・18歳未満の世帯員とは、申請年度の４月１日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の４月２日が18歳の誕生日の場合は対象）。

・18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

５　申請書類

移住支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

（１）すべての方が提出

□　愛西市就業・起業者移住支援金交付申請書（様式第１）
□　愛西市就業・起業者移住支援金の交付申請に関する誓約事項（別紙１）
□　愛西市就業・起業者移住支援事業及び愛知県移住支援事業に係る
　　個人情報の取扱い（別紙２）
□　委任状（別紙４）　※該当者のみ
□　振込申出書（別紙５）
□　移住元での住民票の除票又は戸籍の附票
　　（世帯向けで申請する場合は世帯員全員分）
□　愛西市の住民票
　　（世帯向けで申請する場合は世帯員全員分）
□　愛西市税の納税証明書
　　（申請者及び同居する課税対象者全員について、未納のないことの証明）
□　申請者の顔写真付き身分証明書
　　（例：運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

＜移住先の形態等で該当するものを提出＞

①　就業の場合

□　就業証明書（様式第２）
□　雇用保険被保険者証

②　関係人口の場合

□　過去に継続して３年以上愛西市に居住していたことが確認で
　　きる書類
　　（例：戸籍の附票、住民票の除票等）
□　農林水産業又は家業に就業していることが確認できる書類
　　（例：就業証明書（様式第２）、認定新規就農者認定書、認定農業者認定書、勤務地や勤務時間等の労働条件が確認でいる書類（労働条件通知書、雇用保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）、農業経営改善計画、青年等就農計画、家族経営協定書）、青色事業専従者給与に関する届出書、開業届等）

（２）東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

□　移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
（例：就業証明書（様式第２）、退職証明書（別紙３）等）

（３）東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

□　移住元での在勤地を確認できる書類
（例：開業届出済証明書等）

□　個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認するため）

（４）東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ
(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

□　在学期間や卒業校を確認できる書類
（例：卒業証明書、成績証明書等）

□　移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
（例：就業証明書、退職証明書等）

６　交付の条件

（１）　移住支援金の申請日から５年以内に住所の変更があった場合、または支援金の申請日から１年以内に就業先（勤務地）の変更があった場合は、速やかに愛西市に報告してその指示を受けること。

（２）　移住支援金に関する報告及び立入調査について、愛知県及び愛西市から求められた場合には、それに応じること。

７　移住支援金の返還

次の区分のいずれかに該当する場合は、移住支援金の全額又は半額を返還していただきます（ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛西市長が認めた場合は対象外となる場合があります）。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合
イ　移住支援金の申請日から３年未満に愛西市から転出した場合
ウ　移住支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす移住先での職

を辞した場合

エ　あいちスタートアップ創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合

オ　法令等に違反した場合

（２）　半額の返還

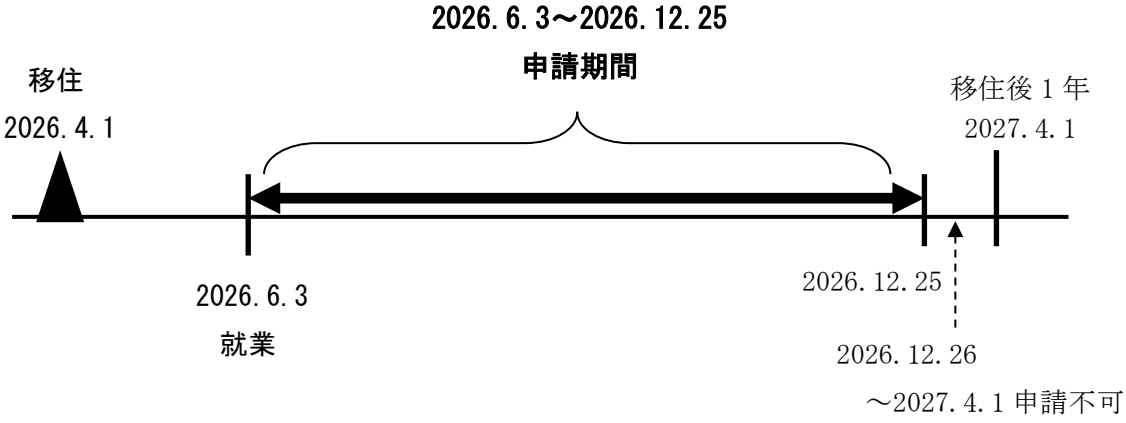
移住支援金の申請日から３年以上５年以内に愛西市から転出した場合

８　申請の期限

2026年12月25日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たしている場合は、なるべく早めに窓口に相談の上、申請してください。

2026 年４月１日に移住し、同年６月３日に対象企業に就業した場合



９　問合せ先・申請書の提出先及び提出方法

（１）　問合せ先・申請書の提出先

愛西市役所　産業建設部　産業振興課

〒496－8555　愛知県愛西市稲葉町米野３０８番地

電話番号：0567-55-7128（直通）

Ｅ－ｍａｉｌ：sangyo@city.aisai.lg.jp

（２）　提出方法

事前に申請要件等をお問い合わせのうえ、申請書類を窓口へ直接提出してください。（本人確認のため）